

公益社団法人農業公社やまくに役員等報酬規程

第1章 目的等

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人農業公社やまくに（以下「公社」という。）の定款第27条の規定に基づき公社理事長の報酬等及び役員等の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等 公社の理事及び監事をいう。

(2) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

第2章 理事長の報酬等

(理事長の報酬等)

第3条 理事長に対して支給する報酬は、月額150,000円とする。ただし、理事長が所属する他の団体等の職員である場合には、報酬は支給しないものとする。

2 第1項に定める理事長には月額報酬のほか、通勤手当を支給するものとする。

(通勤手当)

第4条 理事長がその職務のために勤務した時は、公益社団法人農業公社やまくに就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定を準用し通勤手当を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 理事長の報酬等の支払い日については就業規則第40条の規定により支給する。

(報酬の支払い方法)

第6条 理事長の報酬等の支払い方法については就業規則第41条の規定により支給する。

(勤務日数)

第7条 理事長がその職務のために勤務する日数は、就任及び解任の月を除き、原則月10日を上限とする。

第3章 役員等の費用弁償

(役員等の費用弁償)

第8条 役員等が、理事会及び社員総会並びに監事会等、定例の業務以外で公社の業務に関し出張した場合は、当該役員等に対し、旅費の費用を弁償することができる。
2 前項の旅費の費用弁償額は中津市職員等の旅費に関する条例を準用する。

第4章 その他

(公表)

第9条 公社は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

(委任)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。